
吉岡町教育研究所 適応指導教室

「吉岡町ふれあい教室」

- 開設 平成10年10月1日
- 代表者職氏名 教育長 山口 和良
- 所在地 〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560番地
吉岡町コミュニティセンター内
- 電話／FAX TEL(0279)54-3111 (吉岡町教育委員会学校教育室)
FAX(0279)55-5933



1 運営の目的

- (1) 吉岡町に在住する不登校児童生徒に対し、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助するために「吉岡町適応指導教室」（以下「適応指導教室」という）を設置する。
- (2) 適応指導教室は、吉岡町教育委員会が管内の各学校との連携のもとに、教育相談、集団生活への適応指導等を組織的・計画的に行う。

2 令和4年度職員の構成・分担

会計年度職員1名(指導及び相談員として)

3 入室対象及び受入状況

(1) 入室対象

不登校又は不登校傾向の吉岡町在住の児童生徒で、本人及び、保護者が入室を希望し、在籍の学校長が申し出た者。

(2) 受け入れ状況(令和3年度)

小学生 0名
中学生 4名(2年2名、3年2名)
計4名

4 令和4年度開設状況

(1) 開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日
9:00～16:00

(2) 開設期間

1学期 4月7日～7月20日
2学期 8月29日～12月20日
3学期 1月10日～3月13日(中3)
23日(小6)
24日(～小5)

(3) 日時程

入室の児童生徒の実態によって適切な時程を作成する。

(4) 主な行事予定(令和4年度)

入室の児童生徒の実態にあわせて、適宜、安全に配慮した上で野外観察や野外活動を取り入れる。

5 入室・退室の進め方

(1) 入室の手続き

- 入室を希望する児童生徒の保護者は在籍の学校長に申し出る。
- 在籍の校長は、依頼書及び調査書を添えて教育長に申し出る。
- 教育長は、申し出があったとき、入室会議(教育長、事務局長、適応教室指導員、当該学校長)により入室を検討する。

保護者の相談受付



①相談

- ・適応指導教室見学・体験



②保護者（入室願書）

- ・保護者は吉岡町ふれあい教室への入室許可願いを校長に提出する。

↓（入室許可願い）

③学 校（入室依頼書及び個人調査書）

- ・校長は教育長及び担当者と入室について協議し、入室依頼書及び個人調査書を教育長（研究所所長）に提出する。



④教育委員会（入室会議）

- ・受け入れについて協議
- ・教育長（研究所所長）は校長、保護者に入室の承諾を通知する。

↓（入室承認）

⑤学 校（教育委員会からの入室通知）

↓（入室連絡）

保護者

(2) 退室の手続き

- ・年度末をもって全員退室とする。
- ・年度途中で入室児童生徒が学校へ登校可能となった場合。ただし退室後も在籍校と連絡を密に取り、児童生徒への適応を支援する。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1) 学校との連携

- 入室している児童生徒について「出席状況報告書」を毎月在籍学校長に報告する。また、教室での状況について担任・特別支援コーディネーターとの情報交換を実施する。
- 定期的・又は随時、入室している児童

生徒の在籍校の学級担任、特別支援コーディネーター、自習室担当、スクールカウンセラー、管理職（校長、教頭）、Y' ODSとの情報交換等により連携を密にする。

- 特に再登校の兆しが見えてきた場合は学級担任と連携を密にし、情報交換を頻繁にする。必要に応じて指導員が学校への送迎をし、「チャレンジ登校」ができるようにする。

(2) 家庭との連携

- 随時保護者面談・電話相談を行う。また、場合によっては家庭訪問を行う。

(3) 関係機関との連携

- それぞれのケースについて必要に応じて、学校との連携の中で関係機関との連携を図り、問題の解決に努める。

7 特色ある活動

- 緑あふれる静かな環境を生かして、花壇整備や公園での軽スポーツや自然観察等、児童生徒の興味・関心に沿った活動。
- 町に1校の吉岡中学校から歩いて近い環境なので、必要に応じて学校へ行く機会を多くすることが可能である。
- 少人数により、きめ細やかな指導。
- 児童・生徒の自主的な活動への支援。